

(報告)太陽電池発電所の保安管理業務の
外部委託に係る点検頻度の見直しについて
－ 適用時期 －

平成26年3月10日
商務流通保安グループ
電力安全課

経緯

再生可能エネルギーの全量買取制度の施行等に伴い、規制・制度改革要望があり、以下の閣議決定がなされているところ。それを受けて、関係者・専門家による点検頻度検討委員会を設置・検討し、太陽電池発電所の受変電設備に係る点検頻度を一般の需要設備に係る受変電設備と比較し、敷設形態に応じて1箇月から2箇月の緩和を行う旨、昨年12月17日に開催した第4回電力安全小委員会の場で審議をし、承認された。

【規制改革実施計画】(平成25年6月14日閣議決定)

[事項名]

太陽電池発電設備に係る電気主任技術者の外部委託承認範囲の拡大

[規制改革の概要]

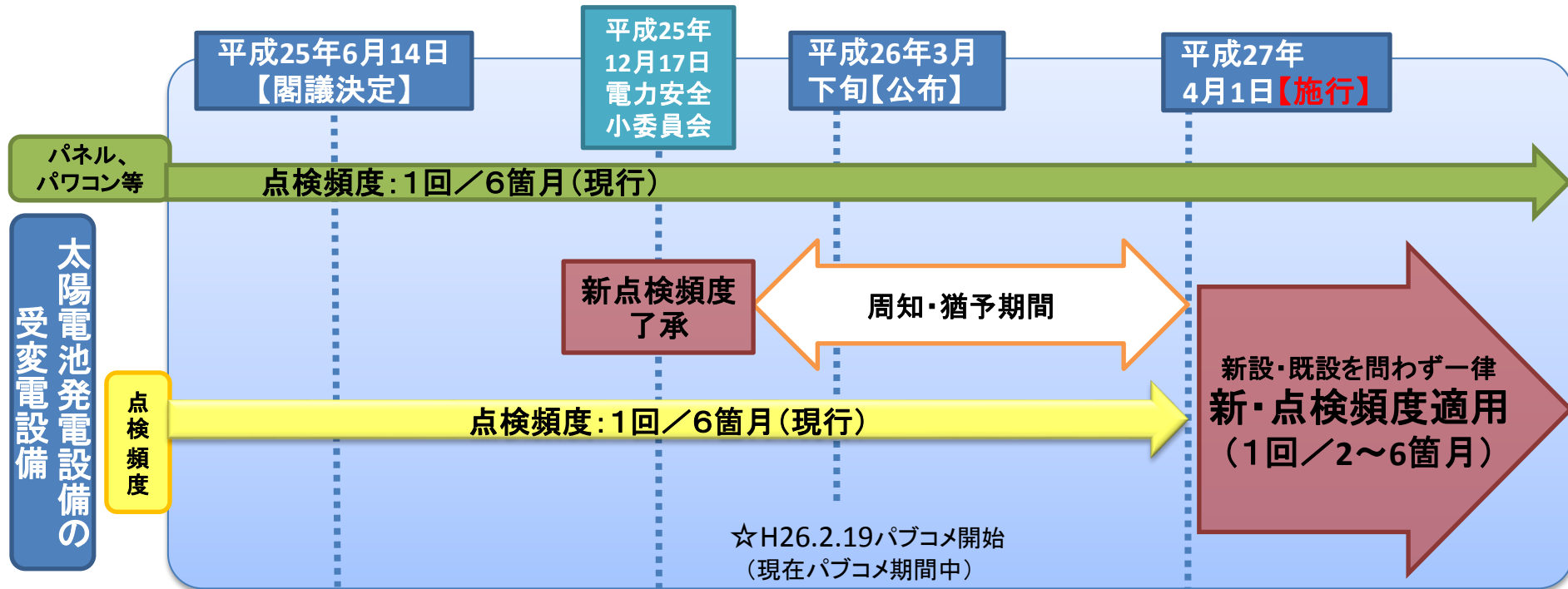
- ① パネルとパワーコンディショナーの点検頻度については現状(2回以上/年)のままとする。
- ② 全量買取制度での設備形態において新たに点検頻度を設定する必要のある太陽電池発電所の受変電設備については、他の受変電設備と同様の点検頻度(1回以上/1~3ヶ月等)の適用を平成26年3月末まで猶予する。
- ③ 太陽電池発電所における受変電設備と相当規模の受変電設備の調査から、太陽電池発電所の受変電設備について、適切な点検頻度の在り方を検討し、結論を得る。検討に際しては、他の受変電設備との差異の有無、経年劣化による故障率、遠隔監視技術等による保守点検の可能性、事業者の負担などを考慮し、必要な保安水準を確保する最小限の点検頻度となるよう配慮する。

[実施時期]

- ①平成25年度措置、②平成25年度措置、③平成25年検討・結論、結論を得次第措置

太陽電池発電設備の受変電設備における点検頻度見直しの適用時期

○新しい点検頻度の適用時期について、下記のとおりとする。



【適用にあたって必要な主要手続き】

設置者	<ul style="list-style-type: none"> ○受託者との契約の見直し ○保安規程変更届の国への届出
受託者 (保安法人、管理技術者等)	<ul style="list-style-type: none"> ○設置者との契約の見直し ○受託事業場の換算係数の確認

周知不足による関係者間での認識不足や契約見直し期間の確保の必要性等から、公布日より約1年間の周知・猶予期間を設けることとする。

なお、当然ながら、施行日以前の契約更新の際に、新点検頻度を取り入れることを妨げるものではない。

(参考) 太陽電池発電設備に係る受変電設備の点検頻度

点検箇所		点検周期			
		平成27年 3月31日まで	平成27年4月1日から		
パネル、パワコン		6箇月	6箇月(変更なし)		
太陽電池 発電設備 専用の受 変電設備	要件	6箇月	パターン①	更に下記の条件が 加わると…	パターン②
	第六号ただし書に準ずるもの		6箇月 (最低頻度)		6箇月 (最低頻度)
	第六号本文及び第九号に準ずるもの		4箇月		5箇月
	第七号のイからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高いもの又は低圧受電のもの		3箇月		4箇月
	上記以外		2箇月		3箇月

※1 それぞれ平成25年経済産業省告示第164号第1条改正における第4条に記載。

※2 これらの監視制御方式は、電気設備の技術基準の解釈(20130215商局第4号)第47条に定める各項目に準ずる方式。